

# 公 示

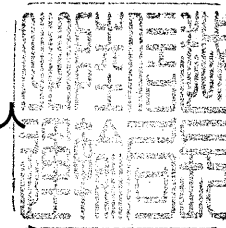
公 示 第 121 号

「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」(平成14年7月1日付け公示第11号)を別紙のとおり一部改正する。

令和6年3月1日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙 「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」

新	旧
<p><b>公 示</b></p>	<p><b>公 示</b></p>
<p>公示第 11 号</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の申請について、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成 14 年 7 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 事業用自動車</p> <p>① 車種区分については、大型車、中型車、小型車及び<u>通勤用自動車</u>の 4 区分とし、区分の基準は、次のとおりとする。</p> <p>大型車……車両の長さ 9メートル以上又は旅客席数 50 人以上</p> <p>中型車……大型車、小型車、<u>通勤用自動車</u>以外のもの</p> <p>小型車……車両の長さ <u>6メートル以上 8メートル以下</u>で、かつ旅客席数 <u>33 人以下</u></p> <p><u>通勤用自動車……車両の長さ 6メートル未満で、かつ旅客席数 14 人以下</u></p> <p>②、③ (略)</p> <p>(4) 最低車両数</p> <p>営業所を要する営業区域ごとに 3 両以上であること。</p> <p>ただし、大型車を使用する場合は、営業所を要する営業区域ごとに 5 両以上であること。</p> <p>なお、車両数が 3 両以上 5 両未満での申請の場合は、許可に際して中型車、小型車及び<u>通勤用自動車</u>を使用しての輸送に限定する旨の条件を付すこととする。</p> <p>(5) ~ (8) (略)</p> <p>(9) 安全投資計画</p> <p>① 輸送の安全を確保しつつ事業を適確に遂行するために必要な投資が適切になされる計画となっていること。安全投資計画には次の(イ) ~ (リ)のそれぞれについて記載するものとし、(ニ) ~ (チ)については、<u>所要の単価を下回る費用を計上するものとなっていないこと。</u></p> <p>(イ) 更新までの期間における事業の展望 <u>対応する計画、事業収支見積書の関連箇所を記載すること。</u></p> <p>(ロ) 更新までの期間に実施する事業及び安全投資の概要 対応する計画、事業収支見積書の関連箇所を記載すること。</p> <p>(ハ) 運転者、運行管理者、整備管理者の確保予定人数 事業年度毎の運転者、運行管理者及び整備管理者の人数（非正規を含む）を</p>	<p>公示第 11 号</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の申請について、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成 14 年 7 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 事業用自動車</p> <p>① 車種区分については、大型車、中型車及び小型車の 3 区分とし、区分の基準は、次のとおりとする。</p> <p>大型車……車両の長さ 9メートル以上又は旅客席数 50 人以上</p> <p>中型車……大型車、小型車以外のもの</p> <p>小型車……車両の長さ <u>7メートル以下</u>で、かつ旅客席数 <u>29 人以下</u></p> <p>②、③ (略)</p> <p>(4) 最低車両数</p> <p>営業所を要する営業区域ごとに 3 両以上であること。</p> <p>ただし、大型車を使用する場合は、営業所を要する営業区域ごとに 5 両以上であること。</p> <p>なお、車両数が 3 両以上 5 両未満での申請の場合は、許可に際して中型車<u>及び</u>小型車を使用しての輸送に限定する旨の条件を付すこととする。</p> <p>(5) ~ (8) (略)</p> <p>(9) 安全投資計画</p> <p>① 輸送の安全を確保しつつ事業を適確に遂行するために必要な投資が適切になされる計画となっていること。安全投資計画には次の(イ) ~ (ヌ)のそれぞれについて記載するものとする。</p> <p>(イ) 更新までの期間における事業の展望</p> <p>(ロ) 更新までの期間に実施する事業及び安全投資の概要 対応する計画<u>及び</u>事業収支見積書の関連箇所を記載すること。</p> <p>(ハ) 運転者、運行管理者、整備管理者の確保予定人数 事業年度毎の運転者、運行管理者及び整備管理者の人数（非正規を含む）を</p>

記載するものとし、適切な数の運転者（他の自動車運送事業の用に供する車両に乗務する者も含む。）、運行管理者及び整備管理者が選任されるものであること。

(二) 車両確保計画及び費用

(ホ) 車両の点検及び整備に関する計画及び費用

貸切バス予防整備ガイドラインの「整備サイクル表」を添付するものとし、別途定める基準を満たしているかを確認するものとする。なお、当該作成にあたり、装備のない項目については備考欄に「該当なし」と記載するものとする。

(ヘ) ドライブレコーダーの導入計画及び費用

(ト) デジタルタコグラフの導入計画及び費用

(チ) 初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断の受診計画及び費用

(リ) その他安全の確保に対する投資計画及び費用

(削除)

(削除)

② (略)

(10) 事業収支見積書

① 安全投資計画に従って事業を遂行することについて十分な経理的基礎を有していること。事業収支見積書には次の(イ)～(ホ)のそれぞれについて記載するものとする。

(イ) 営業収益

内訳は次のとおりとする。

運送収入……………運賃、料金及び利用料

・ 旅客運賃……………旅客に係る運賃

・ その他……………旅客運賃以外の運送収入（例：道路利用料）

運送雑収……………運送収入以外の営業収益（例：物品管理料、広告料、諸手数料、諸貸付料、雑収入）

このうち、営業収益については、車両一台ごとの収入を記載した書類を添付すること。この場合において、運転者数及び車両数に対応した収入となっていないなければならない。

(ロ) 営業費用（適正化機関に納入する負担金の額を含む）

・ 運転者等に係る費用の内訳は次のとおりとする。

また、給与については、運転者の労働時間を併せて記載すること。

給与・手当……………賃金として毎月従業員に支払われるもの

賞与……………給与とは別に特別に支払われるもの

法定福利費……………健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険等社会保険の保険料の事業主負担分

厚生福利費……………医療・医薬品代、健康診断、食事補助金、運動・娯楽用品代、慰安旅行費用、従業員に対する慶弔見舞金、厚生施設・備品の維持運営にかかる費用

その他……………役員報酬、退職金等のその他の人件費の合計額

(削除)

(削除)

・ その他運送費（事業用自動車等）には、(9)①(二)のうち、減価償却費、リース料、修繕費、(9)①(ヘ)～(リ)の経費を含むこと。

(削除)

記載することとし、適正な数の運転者（他の自動車運送事業の用に供する車両に乗務する者も含む。）、運行管理者及び整備管理者が選任されるものであること。

(二) 車両取得予定台数及び保有車両台数

(ホ) 車両の点検及び整備に関する計画

貸切バス予防整備ガイドラインの別紙2を添付するものとし、別途定める基準を満たしているかを確認するものとする。

(ヘ) ドライブレコーダーの導入計画

(新設)

(ト) 初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断の受診計画

(チ) 公益社団法人日本バス協会の実施する貸切バス事業者安全性評価認定申請計画

(リ) 認定事業者による運輸安全マネジメント評価計画

(ヌ) その他安全の確保に対する投資計画

② (略)

(10) 事業収支見積書

① 安全投資計画に従って事業を遂行することについて十分な経理的基礎を有していること。事業収支見積書には次の(イ)～(ヘ)のそれぞれについて記載するものとする。

(イ) 営業収益

内訳は次のとおりとする。

運送収入……………運賃、料金及び利用料

・ 旅客運賃……………旅客に係る運賃

・ その他……………旅客運賃以外の運送収入（例：道路利用料）

運送雑収……………運送収入以外の営業収益（例：物品管理料、広告料、諸手数料、諸貸付料、雑収入）

このうち、営業収益については、車両一台ごとの収入を記載した書類を添付すること。この場合において、運転者数及び車両数に対応した収入となっていないなければならない。

(ロ) (9)①(ハ)～(ヌ)に係る費用

・ 運転者等に係る費用の内訳は次のとおりとする。

また、給与については、運転者の労働時間を併せて記載すること。

給与・手当……………賃金として毎月従業員に支払われるもの

賞与……………給与とは別に特別に支払われるもの

法定福利費……………健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険等社会保険の保険料の事業主負担分

厚生福利費……………医療・医薬品代、健康診断、食事補助金、運動・娯楽用品代、慰安旅行費用、従業員に対する慶弔見舞金、厚生施設・備品の維持運営にかかる費用

その他……………役員報酬、退職金等のその他の人件費の合計額

なお、法定福利費及び厚生福利費のうち、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険及び健康診断にかかる費用については別途明記すること。

・ (9)①(二)については、事業年度毎の事業用自動車の取得予定台数及び保有車両台数を記載するものとし、それぞれについて車種区分、初度登録年月、ドライブレコーダーの搭載の有無等を記載した事業用自動車一覧表を添付するものとする。

・ (9)①(ホ)に係る費用については、別途定める費用が計上されていること。

(新設)

・ (9)①(ヘ)～(ヌ)に係る費用については、その他運送費の内訳として別途明記すること。

(削除)

- また、適正化機関に納入する負担金の額については、更新する年に納入する負担金の額を目安として計画年度中の各年度に計上すること。  
なお、地方バス協会が適正化機関から巡回指導業務を受託し、当該協会員からは負担金を徴収しない場合は、その協会員となっている事業者においては「0円」とするものとする。

(ハ) 営業外収益

(ニ) 営業外費用

(ホ) 他事業からの繰入

② (9) ① (ハ) ~ (チ) に係る費用について所要の単価を下回る単価に基づく収支見積りとなっていないこと。

③、④、⑤ (略)

(11) ~ (14) (略)

## 2. 事業許可の更新 (法第8条)

(1) 1. (1) ~ (14) ((10) ④、(11) 及び (12) ③を除く。) の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。

① (略)

② 1. (12) ②については、1. (12) ②で定める書面によらず、申請日の直近1年分の「社会保険料納入証明(申請)書」、「社会保険料納入確認(申請)書」又は「(健康保険・厚生年金保険)納入告知書(事業主控)」及び「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控)」の提出があること。

なお、社会保険等の加入が確認できない場合には、是正を指導し、2か月以内に上記確認書面の提出を求め、是正したことを確認すること。

(2) 1. (9) 及び (10) に加え、次の(イ) 及び(ロ) を提出すること。  
なお、(ロ) については、専門的な知見を有する者から見て、適切なものであること。

(イ) 安全投資実績

- 前回許可日が属する事業年度から申請日時点における直近事業年度までの間の実績を記載することとする。

- 貸切バス予防整備ガイドラインの「整備実施記録簿」を添付するものとする。

(ロ) 事業収支実績報告書

- 「専門的な知見を有する者から見て、適切なものであること。」については、原則として、公認会計士、監査法人又は税理士が署名した書面(別添様式2-1又は2-2)の提出を求め、これをもって「適切なものである」と判断することとする。

- 前回許可日が属する事業年度から申請日時点における直近事業年度までの間の実績を記載するものとする。

- なお、申請日時点における直近1事業年度の貸借対照表及び前回許可日が属する事業年度から申請日時点における直近事業年度までの各事業年度の損益計算書を添付するものとする。

(ハ) 適正化機関に納入する負担金の額

更新する年に納入する負担金の額を目安として計画年度中の各年度に計上すること。

なお、地方バス協会が適正化機関から巡回指導業務を受託し、当該協会員からは負担金を徴収しない場合は、その協会員となっている事業者においては「0円」と記載するものとする。

(ニ) 営業外収益

(ホ) 営業外費用

(ヘ) 他事業からの繰入

② (9) ① (ハ) ~ (ヌ) に係る費用について所要の単価を下回る単価に基づく収支見積りとなっていないこと。

③、④、⑤ (略)

(11) ~ (14) (略)

## 2. 事業許可の更新 (法第8条)

(1) 1. (1) ~ (14) ((10) ④、(11) 及び (12) ③を除く。) の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。

① (略)

② 1. (12) ②については、1. (12) ②で定める書面によらず、申請日の直近2年分の「社会保険料納入証明(申請)書」、「社会保険料納入確認(申請)書」又は「(健康保険・厚生年金保険)納入告知書(事業主控)」及び「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控)」の提出があること。

なお、社会保険等の加入が確認できない場合には、是正を指導し、2か月以内に上記確認書面の提出を求め、是正したことを確認すること。

(2) 1. (9) 及び (10) に加え、次の(イ) 及び(ロ) を提出すること。  
なお、(ロ) については、専門的な知見を有する者から見て、適切なものであること。

(イ) 安全投資実績

- 前回許可日が属する事業年度から許可を受けようとする日の直近事業年度までの間の実績を記載するものとする。

ただし、平成29年3月31日までに許可を受けていた者に限り、事業許可の初回更新時には、許可を受けようとする日の直近事業年度を含む過去5事業年度の実績を記載することとする。

- 貸切バス予防整備ガイドラインの別紙3及び前回許可申請時に提出した別紙2を添付するものとする。なお、平成29年3月31日までに許可を受けていた者に限り、事業許可の初回更新時には添付は求めないものとする。

(ロ) 事業収支実績報告書

- 「専門的な知見を有する者から見て、適切なものであること。」については、公認会計士、監査法人又は税理士が署名・押印した書面(別添様式2-1又は2-2)の提出を求め、これをもって「適切なものである」と判断することとする。

- 前回許可日が属する事業年度から許可を受けようとする日の直近事業年度までの間の実績を記載するものとする。

ただし、平成29年3月31日までに許可を受けていた者に限り、事業許可の初回更新時には、許可を受けようとする日の直近事業年度を含む過去5事業年度の実績を記載することとする。

- 許可を受けようとする日の直近1事業年度の貸借対照表及び前回許可日が属する事業年度から許可を受けようとする日の直近事業年度までの各事業年度の損益計算書を添付するものとする。

- 申請日時点において、直近事業年度の会計処理が終了しておらず、申請日時点における直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書を提出できない場合においては、その前年度のものを出すものとする。

(削除)

- (3) (1)に定めるところによるほか、以下のいずれかに該当しないこと。ただし(イ)については、親会社等からの融資が確実に得られること等事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合にはこの限りではない。
- (イ) 許可を申請する年の直近1事業年度において事業者の財務状況が債務超過であり、かつ直近3事業年度の収支が連続で赤字である場合
- (ロ) 最低賃金法に基づく地域別最低賃金以上の賃金が支払われていない場合  
申請日の直近1年間において、事業者の中で最も1か月の給与が低い運転者の当該支払月の賃金支払内容を記載した書面(別添様式3)及び当該運転者の直近1年間の「賃金台帳」等の確認書類の添付を求め、確認することとする。ただし、当該運転者を雇用している期間が1年間に満たない場合は、雇用している期間の書類の添付を求めることとする。  
なお、法令に抵触するおそれがあると判断された場合には、是正を指導し、2か月以内に「賃金台帳」等の確認書類の提出を求め、是正したことを確認することとする。
- (ハ) 前回許可期限満了日の翌日(初回更新時は許可日)から更新申請時までの間に毎年連続して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けている場合
- (ニ) 前回許可期限満了日の翌日(初回更新時は許可日)から更新申請時までの間に、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた場合であって、更新許可申請時までに「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について(平成21年10月16日国官運安第156号・国自安第88号・国自貨第95号)」に基づき認定された事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合
- (4)～(5) (略)

### 3. 事業計画の変更の認可等(法第15条第1項)

- (1) 1. (1)～(11)、(13)及び(14)①の定めるところに準じて審査するものとする。  
この場合において、1. (9)②及び1. (10)④中「許可」とあるのは、「認可」と読み替え、1. (11)②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。  
また、1. (10)④については、認可を申請する年の直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過であっても、親会社等からの融資が確実に得られること等、事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合においてはこれを認めるものとする。

(2)～(3) (略)

ただし、平成29年3月31日までに許可を受けていた者に限り、事業許可の初回更新時には、許可を受けようとする日の直近事業年度を含む過去5事業年度の損益計算書を添付することとする。

- 申請日時点において、直近事業年度の会計処理が終了しておらず、許可を受けようとする日の直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書を提出できない場合においては、会計処理終了後速やかに直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書を提出するものとする。
- なお、ここでいう「許可を受けようとする日」とは、当該許可の有効期間満了日の翌日とする。

- (3) (1)に定めるところによるほか、以下のいずれかに該当しないこと。ただし(イ)については、親会社等からの融資が確実に得られること等事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合にはこの限りではない。
- (イ) 許可を申請する年の直近1事業年度において事業者の財務状況が債務超過であり、かつ直近3事業年度の収支が連続で赤字である場合
- (ロ) 最低賃金法に基づく地域別最低賃金以上の賃金が支払われていない場合  
申請日の直近1年間において、事業者の中で最も1か月の給与が低い運転者の当該期間の賃金支払内容を記載した書面(別添様式3)及び「賃金台帳」等の確認書類の添付を求め、確認することとする。ただし、当該運転者を雇用している期間が1年間に満たない場合は、雇用している期間の書類の添付を求めることとする。  
なお、法令に抵触するおそれがあると判断された場合には、是正を指導し、2か月以内に「賃金台帳」等の確認書類の提出を求め、是正したことを確認することとする。
- (ハ) 前回許可時から更新申請時までの間に毎年連続して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止以上又は使用制限(禁止)の処分を受けている場合
- (ニ) 前回許可時から更新申請時までの間に、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた場合であって、更新許可申請時までに「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について(平成21年10月16日国官運安第156号・国自安第88号・国自貨第95号)」に基づき認定された事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合
- (4)～(5) (略)

### 3. 事業計画の変更の認可等(法第15条第1項)

- (1) 1. (1)～(11)、(13)及び(14)①の定めるところに準じて審査するものとする。  
この場合において、1. (11)②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

(2)～(3) (略)



4. 乗合運送の許可（法第21条第2号）  
（略）

5. 事業の譲渡譲受の認可（法第36条第1項）  
事業を譲り受けようとする者について、1.（1）～（14）の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。この場合において、1.（9）②及び1.（10）④中「許可」とあるのは、「認可」と読み替えるものとする。なお、譲受人が一般貸切旅客自動車運送事業を行っている者（以下「既存事業者」という。）の場合には、1.（11）②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。  
また、1.（10）④については、認可を申請する年の直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過であっても、親会社等からの融資が確実に得られること等、事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合においてはこれを認めるものとする。

（1）～（4） （略）

6. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は法第37条第1項）  
合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人（以下「承継人等」という。）について、1.（1）～（14）の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。この場合において、1.（9）②及び1.（10）④中「許可」とあるのは、「認可」と読み替えるものとする。なお、合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、1.（11）②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。  
また、1.（10）④については、認可を申請する年の直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過であっても、親会社等からの融資が確実に得られること等、事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合においてはこれを認めるものとする。

（1）～（5） （略）

7. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）  
（略）  
8. 運送約款の認可（法第11条第1項）  
（略）  
9. 許可又は認可に付した条件の変更等  
（略）  
10. 拳証等  
（略）  
11. 申請期間  
（略）

附 則 （略）

附 則（令和6年3月1日付け公示第121号で一部改正）

1. この公示は、令和6年3月1日以降に受理する申請から適用する。  
2. ただし、2. 事業許可の更新については、令和6年4月1日以降に受理する申請から適用する。  
3. また、新たな運賃・料金を実施するまでの間は、従前の車種区分による申請についても認めるものとする。

4. 乗合運送の許可（法第21条第2号）  
（略）

5. 事業の譲渡譲受の認可（法第36条第1項）  
事業を譲り受けようとする者について、1.（1）～（14）の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。  
ただし、譲受人が一般貸切旅客自動車運送事業を行っている者（以下「既存事業者」という。）の場合には、1.（11）②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

（1）～（4） （略）

6. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は法第37条第1項）  
合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人（以下「承継人等」という。）について、1.（1）～（14）の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。  
ただし、合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、1.（11）②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

（1）～（5） （略）

7. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）  
（略）  
8. 運送約款の認可（法第11条第1項）  
（略）  
9. 許可又は認可に付した条件の変更等  
（略）  
10. 拳証等  
（略）  
11. 申請期間  
（略）

附 則 （略）

（新規）

(略) | (略)